

東浦町議会議員の政治倫理に関する条例 に基づく審査結果等の公表について

ホームページ



6月3日に開催された本会議において、山下享司議員に議員政治倫理基準違反ありと決定し、謝罪文を朗読するよう勧告しました。なお、6月25日に開催された本会議において、山下享司議員は謝罪文を朗読しました。

審査対象議員氏名

山下 享司

審査請求の理由

東浦町が令和6年度に負担金を拠出している半田交通安全協会の役員の職に就いていることが東浦町議会議員の政治倫理に関する条例第3条第9号(町から補助金等の交付を受けて運営している団体等の役員に就かないこと)に違反するため

審査結果

(1) 政治倫理基準に違反する行為の
存否

(2) 措置
本会議における謝罪文の朗読勧告

審査会の意見

(1) 政治倫理基準に違反する行為の

存否

半田交通安全協会からの請求書
の名目は「賛助金」となっており、
また東浦町からは「負担金」として
支出している。

この「賛助金」あるいは「負担金」
が、本条例の「補助金等」に含まれ
るかについては、本条例の趣旨は、
誠実かつ公正で民主的な市政の発
展に寄与するというものであり、
町民の立場からみると、形式的に
せよ、東浦町から何らかの支出が
ある団体について、議員がその団
体の役員になることは、議員と東
浦町との癒着を疑われることにな
ると考えられる為、「賛助金」ある
いは「負担金」であっても「補助金
等」に含まれると考えられる。

また、東浦町の支出における分
類においては、「負担金」は、「負
担金、補助及び交付金」の項目の
中にあり、「補助金等」という文言
からは、「負担金」も、この中に含
まれると考えるのが自然であると
言える。

以上より、「賛助金」あるいは「負
担金」は、本条例の「補助金等」に

含まれると判断し、山下享司議員
が半田交通安全協会の役員の職に
就いていたことは、本条例第3条
第9号に該当すると判断した。

(2) 措置

山下享司議員については、本条
例制定当時、議長の職にあり、本
条例の趣旨を一番よく理解してい
るはずの議員であったことを考え
ると、議長による口頭又は文書に
よる注意ではなく、本会議におい
て、謝罪文を朗読することを勧告
する。

措置の内容

令和8年6月3日に開議された
令和8年第2回東浦町議会定例会
にて、山下享司議員に講ずる措置
を「本会議における謝罪文の朗読
勧告」と決定し、同日、山下享司
議員に対し、本会議において、謝
罪文を朗読するよう勧告した。

●本文は東浦町議会議員の政治倫
理に関する条例第13条の規定に基
づき公表します。